

## 『シン・日本共产党宣言』の動機と中心点

——「赤旗」の批判論文と昨日の除名決定をふまえて

松竹伸幸（日本記者クラブ、23年2月6日）

はじめに

——日本の政治を変えるためには共产党が必要という見地での出版

### 一、「除名」理由と私の見解、対応

1、経過——刊行と記者会見（1・19）、「赤旗」論文（1・21）、常任幹部会での論文の「的確」性確認（1・23）、京都南地区委員長からの電話（1・25）、規約違反問題での調査（2・2）、除名処分の決定（2・5）、府委員会の承認（？）。地区の決定だが、常幹での確認を踏まえたものなので、志位氏主導は明白。

2、理由——「赤旗」論文が指摘する2点（綱領と規約の違反）+ 分派活動（本の出版自体が党員に同調を呼びかけるもので最悪の規約違反である分派活動に当たる）

3、特異性——新日和見主義事件でも分派として100人程度が処分されたと言われるが、中心人物の川上徹（故人）も権利停止で査問中の除名者は皆無。分派活動での除名は宮本退陣を求めた東京大学の伊里一智（86年）以来？

4、見解——分派の実質がないのにこじつけに過ぎない。支部の決定を経ない特例（50条）は会議が開催されないことなどを想定。出版が分派活動として処分されるなら、憲法の言論表現の自由は死ぬ。そんな共产党も滅びかねないのであって、党首公選を進じた党的改革という本の趣旨はますます大事だ。

### 【資料】

#### 現行党規約

第3条 党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つきのとおりである。

(1) 党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める。

(2) 決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は、国民にたいする公党としての責任である。

(3) すべての指導機関は、選挙によつてつくられる。

(4) 党内に派閥・分派はつくらない。

(5) 賛成者がちがうことによつて、組織的な排除をおこなつてはならない。

第5条 党員の権利と義務は、つきのとおりである。

(1) 市民道徳と社会的道義をまもり、社会にたいする責任をはたす。

(2) 党の統一と团结に努力し、党に敵対する行為はおこなわない。

(3) 党内で選挙し、選挙される権利がある。

(4) 党の会議で、党の政策、方針について討論し、提案することができます。

(5) 党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない。

(6) 党の会議で、党的いがなる組織や個人にたいしての批判することができます。また、中央委員会にいたる

5、対応——処分の撤回を求めて規約上の権利行使する。最後は来年1月の党大会(55条)。その党大会で党首公選が議決できるよう、賛成する代議員を増やす。同時に、憲法の言論表現の自由、ひいては党員の権利を擁護するため、憲法や法律の専門家とも相談して対応を決める。

## 一、共産党の綱領と安保・自衛隊政策の矛盾を乗り越える ——志位氏を袋小路から救いたかった本書と志位氏の苦悩を理解しない「赤旗」論文

1、党を動かした9条への志位氏のこだわり——60年代から基本政策は「中立自衛」、東大入党組織でも9条は「反動的なもの」(61年綱領)と教育されたが、9条の理想に確信。93年に国会議員となり、議員室からも宮本議長に94年大会での9条の将来に渡る堅持決議を働きかけ。2000年20回大会の「自衛隊活用」打ち出しへのちゅうちょ。私の「自衛隊活用論」への批判と長い凍結。

2、野党の国民連合政府の画期性と混沌の始まり——野党共闘での政権を国民の選択肢の一つとした。リアル思考すると安保・自衛隊での違いを脇に置くだけでは済まず、自衛隊活用論を復活させ、安保5条の発動、政権としての自衛隊合憲論まで志位氏が主導。そのことで党員の足は止まる一方、基本政策は安保廢棄・自衛隊違憲解消のままで野党の政権共闘は進まず、袋小路に。

3、本書は綱領と大会決議の枠内での政策を提示——何十回も読み直した20回大会での三段階論、党綱領の規定をふまえた提案。志位氏も言う「(安保を)廢棄できないし、そういう措置はとらない」という長期の段階を政策なしには乗り越えられない。その時期も党の政策は安保廢棄で、共産党を含む野党政権の政策を批判するのか。「専守防衛」とは、自衛隊合憲論を前提とした議論(「赤旗」論文)では野党共闘の道は閉ざされる。

どの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもどめることができる。

(7)党大会、中央委員会の決定をすみやかに読了し、党的綱領路線と科学的社会主義の理論の学習につとめる。

(8)党の内部問題は、党内で解決する。

(9)党壁や部署のいかんにかかわらず、党的規約をまもる。

(10)自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべるところができる。

第23条 中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出する。また、中央委員会議長を選出することができる。

第49条 規律違反の処分は、事実にもとづいて慎重におこなわなくてはならない。

処分は、警告、懲戒(部分または全面)停止、機関からの罷免、除名にわかる。

第50条 党員にたいする処分は、その党員の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。

特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党員を処分することができる。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。

第55条(略)

処分をつけた党員は、その処分に不服であるならば、処分を決定した党组织に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめるところができる。

4、リアリズムと理想論からの批判をふまえて——「非武装中立論よりリアルだが、非現実的であることに変わりはない。…だが、日本に核攻撃が迫る場合の、著者の以下の主張には同意できる」（山田孝男「風知草」）。「『専守防衛』さえ覆す岸田内閣の大軍拡に反対。…『自衛隊は合憲』と考えている多くの人々とも協力」（赤旗論文）。「核抑止抜きの専守防衛」は、両者の「共通の土壤」になり得る。

### 二、党首公選は循環型の党運営への貴重な一步

1、純然とした「党内問題」は存在しており、私もそれを党外に持ち出したことは一度もない。しかし、安保・自衛隊などの政策問題は、党内問題であるとともに、国政上の大問題であつて、国民としての党員にも認められた憲法の言論表現の自由に属する問題でもある。実際、「赤旗」論文も、私の安保・自衛隊政策を「綱領違反」とは言つが、「規約違反」とは書いていない。

2、共産党の党首公選の問題も、一方では、党内問題だという性格を有することは事実である。ただ他方では、日本の他の党が実施するなかで、重大な国政上の争点になつており、国民としての党員にも認められた憲法の言論表現の自由に属する問題でもある。

3、党首公選をどう見るかは、党的大会でも中央委員会でも判断が示されていない。昨年（8月24日）、「赤旗」に党首公選を否定する論文が出されたが、規約第3条1のプロセスを経たものではない。しかも、第3条3の精神からは求められる制度でもある。党員の言論表現の自由を制約するようなものではなく、ましてや「規約違反」ではない。

### 61年綱領

世界の民主勢力と日本人民の圧力のもとに一連の「民主的」措置がとられたが、アメリカ帝国主義者はこれをかれらの対日支配に必要な範囲にかぎり、民主主義革命を流产させようとした。現行憲法は、このような状況のもとでつくられたものであり、一面では平和的民主的諸条項をもつてゐるが、他面では天皇の地位についての条項などわが党が民主主義的変革を徹底する立場から擧げられた「人民共和国憲法草案案」の方に向か反する反動的なものをのこしてゐる。

### 第20回大会決議（2000年）

第一段階は、日米安保条約廢棄前の段階である。ここでは、戦争法の発動や海外派兵の拡大など、九条のこれ以上の蹂躪を許さないことが、熱い焦点である。また世界でも軍縮の流れが当たり前になっている時代に、軍拡に終止符をうつて軍縮に転じることも急務となつてゐる。

第二段階は、日米安保条約が廃棄され、日本が日米軍事同盟からぬけだした段階である。安保廢棄についての国民的合意が達成されること、自衛隊解消の国民的合意とはおのずから別個の問題であり、自衛隊解消の国民的合意の成熟は、民主的政権のもとでの国民の体験をつうじて、形成されていくといふのが、わが党的展望である。この段階では、自衛隊の民主的改革——米軍との従属性的な関係の解消、公務員としての政治的中立性の徹底、大幅軍縮などが課題になる。

第三段階は、国民の合意で、憲法九条の完全実施——自衛隊解消にとりくむ段階である。独立・中立の日本は、非同盟・中立の流れに参 加し、世界やアジアの国々と、対等・

4、党首は中央委員会が決める定めがあるが（規約第23条）、私の党首公選案も、党員投票を経て、最終的には中央委員会が決めれば良いというものである。規約に反しない。

5、党首公選をすれば「各候補者が多数派をつくるための活動を奨励する——派閥・分派をつくることを奨励する」というが、現行制度でも中央委員には立候補が認められており、その候補は「多数派をつくるための活動」をするのが自然である。その場合は派閥ができるが、党員に立候補を認めたら派閥ができるといふのは、党員を信用していないようと思える。

6、古い61年規約では、「党の内部問題は、党内で解決し、党外に持ちだしてはならない」とされ、党内問題を外に出すことは「禁止」事項であった。しかし、現行規約では、「党の内部問題は、党内で解決する」（第5条8）となり、旧規約に該当する部分は「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（同55）という訓示規定として、禁止事項ではなくなった。現行規約では旧規約の「下級は上級に従う」、「決定は無条件に実行する」などの規定も撤廃され、党内の上下関係はないとした。憲法の言論表現の自由をふまえた発展である。なお党首公選否定は党の決定でもない。

7、党内のパワハラ、セクハラなどもこれまで「党の内部問題」とされ、被害者党員の権利が守られないことがあつたが、小池晃氏のパワハラ問題は、当初、常任幹部会では問題にもならなかつたが、党の地方議員のSNSでの告発でようやく処分に至つた。党内では解決しきれず、党外での訴えが大事なことを示した事例であつた。現行規約のことを不破氏は「循環型」と規定したが、その精神を豊かに発展させていくことが求められる。

平等・互恵の友好関係をきずき、日本の中立の地位の国際的な保障の確立に努力する。また憲法の平和原則にたつた道理ある平和外交で、世界とアジアに貢献する。この努力ともあいまって、アジアの平和的安定の情勢が成熟すること、それを背景にして憲法九条の完全実施についての国民的合意が成熟することを見定めながら、自衛隊解消にむかっての本格的な措置にとりくむ。

#### 現行党綱領

自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廢棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる。

#### 本書での私の提案

- ・第一段階——核抑止抜きの専守防衛  
（日米安保と自衛隊）
- ・第二段階——日米安保抜きの専守防衛（自衛隊）
- ・第三段階——非武装による専守防衛  
（自衛隊も解消に向かう）

#### 志位和夫『新・綱領教室』（下）

「日本共産党は日米安保条約廢棄をめざしていますが、そのためには国民の圧倒的多数の合意が必要です。国民多数の合意がない時に廢棄をすることはできなし、やりません。つまり『心配だ』と多くの国民のみなさんが感じているもとでは、廢棄はできないし、そういう措置をとることはありません。主権者である国民のみなさんの圧倒的多数の合意＝総意でことを進めます。ですからどうか安心して下さい」